

お 知 ら せ

令和7年度分 軽油引取税免税証（農業用）交付申請の集合受付について

- 農業用軽油引取税免税証の交付申請については、以下の日程で、集合受付を実施します。
- 総合県税事務所山本支所での受付は、令和7年2月3日（月）から行う予定です。
- 郵送申請の受付期間は令和6年12月1日（日）から令和6年12月31日（火）まで（消印有効）となります。
- 詳細は「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：66308）
左下のQRコードからもアクセスできます。

●集合受付日程

地 域	受 付 日	時 間	会 場
能代地区	令和6年11月19日（火） 令和6年11月20日（水）	午前10時～午前11時30分 午後1時～午後2時30分	山本地域振興局 （3階大会議室）
八峰町・二ツ井地区・藤里町	令和6年11月21日（木）		
琴丘地区	令和6年12月12日（木）		
山本地区	令和6年12月13日（金）		
八竜地区	令和6年12月16日（月）		

※ 地域ごとの区分は混雑分散が目的ですので、指定日程の都合が悪い場合は、別の日にち・時間帯にお越しただいて構いません。

※ 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。

※ 皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入の上でお越しくくださるよう御協力をお願いします。
（書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。）

●注意事項

- ① 申請する上での必要書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：7689）
右下のQRコードからもアクセスできます。
各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。
- ③ 集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限（＝報告対象期間の末日）から1か月以内に提出をお願いします。（集合受付時に必ずしも提出しなくてよく、後日の提出となっても構いません。）

●QRコード



【令和7年度分 軽油引取税免税証（農業用）
の交付申請の受付について】（コンテンツ番号
66308）のQRコード



【農業用免税軽油の申請手続きについて】
（コンテンツ番号7689）のQRコード

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2
TEL 018-860-3341 FAX 018-860-3333